個人住民税

（市民税・県民税）

特別徴収の事務手引き

白岡市

１．個人住民税（市民税・県民税）について・・・

１．個人住民税（市民税・県民税）について

県や市町村などの地方団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、私たちの日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

個人県民税と個人市町村民税とをあわせて「個人住民税」と呼び、県民税分と市町村民税分を一括して市町村が課税し徴収しています。

２．特別徴収の義務

個人住民税（市・県民税）の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、従業員（納税義務者）に代わって、従業員（納税義務者）の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者（源泉徴収義務者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

３．特別徴収義務者の指定

地方税法第 41 条、第 321 条の４、第 328 条の５第１項及び白岡市税条例第 45 条の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、特別徴収義務者に指定されます。

給料日の間隔が一月を超える、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収（※）は認められません。

※ 普通徴収・・・主として事業所得がある方などが市から送付される納税通知によって納める方法。納期は年４回（通常は６、８、10、１月）です。

４．特別徴収の方法による納税の仕組み

５．特別徴収の事務処理

（1）給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）※は、法人・個人を問わず、前年中に給与（給料・賃金、賞与、俸給など）を支払った従業員等（アルバイト・パート、役員等を含む）のうち、次のいずれかに該当する全員について、給与支払額の多少に関わらず、給与支払報告書（総括表および個人別明細書）を作成し、毎年１月 31 日までに提出していただくことになっています（地方税法第 317 条の 6）。

※ 従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、原則すべて所得税の源泉徴収義務者となります。

◎ 所得税の源泉徴収票とは異なり、すべての従業員等について提出していただく必要があります。

《給与支払報告書の提出義務者》

■毎年１月１日現在の在職者のうち、同日現在に白岡市にお住まいのかた

■前年中の退職者のうち、退職日現在に白岡市にお住まいのかた

（注 1）所得税の源泉徴収税額がないかたや年末調整を行わないかた、個人で税務署へ確定申告をされるかたや個人事業主が支払う事業専従者給与についても、給与支払報告書の提出が必要です。

（注 2）退職者のうち、退職した年の給与支払総額が 30 万円以下である場合は、提出を省略できますが、個人住民税の適正な課税のため、提出をお願いします。

（注 3）税制改正に伴い、令和３年１月１日以後の提出から、基準年（前々年）の提出すべきであった所得税の源泉徴収票の枚数が１００枚以上の事業者（給与支払者）は、インターネットを利用した電子申告（eLTAX：エルタックス）または光ディスク等による提出が必要です（eLTAX については、３ページをご覧ください）。

《特別徴収の適正な実施について》

平成 27 年度から、埼玉県下一斉の取組みとして、法令遵守の観点から、特別徴収義務者として全対象事業所の一斉指定を行い、すでに指定している事業所でも、一部の給与所得者について普通徴収を認めている場合であっても、特別徴収に切り替えるという取り組みをしています。

ただし、以下の理由に該当する場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切書(紙)）」を提出することで、普通徴収とすることができます。

A 総従業員数（他の市町村を含む全従業員）が２人以下（次のＢ～Ｆに該当するものを除く。）

B 他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）

C 給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が 93 万円以下）

D 給与の支払が不定期（例:給与の支払が毎月でない）

E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

F 退職者、退職予定者（5 月末日まで）及び休職者

【普通徴収切替理由書（兼仕切書(紙)）】

○年度(○年分)普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名	埼 玉 県 白 岡 市	指定番号	
事業者名			

符号	普 通 徴 収 切 替 理 由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が93万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人
合　　計		人

○普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記載してください(eLTAX等の電子媒体で提出する場合を含む。)。
○この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。
○符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。

記載上の留意事項
●特別徴収対象者での提出があった場合でも、市が確認した結果、他の事業所で特別徴収があることが判明した場合は、普通徴収の決定をすることがあります。
●「普A」欄の人数は、総従業員(役員等を含む。)のうち、他区市町村に在住する従業員も含めた普通徴収対象者を除いた人数が2人以下の場合について、本市に在住される方の人数(0，1，2のいずれかの数)を記載してください。
●「普B」欄から「普F」欄までの複数の切替理由がある従業員の方については、切替理由のいずれか一つに人数を記載してください(同一の方について重複記載しないようご注意ください。)。

【紙による提出の場合の並べ方】

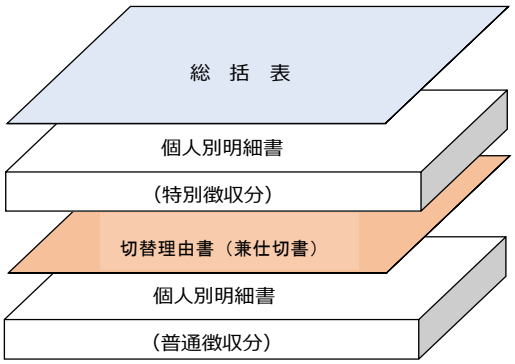

普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず上記の略号（A・B・C・D・E・F）を記入してください。

eLTAX で提出する場合、該当する方の「普通徴収」欄をチェックし、摘要欄に略号を入力してください。また、光ディスク等による提出の場合は、データとは別に、給与支払報告書（総括表）及び普通徴収該当理由書を提出してください。

＜eLTAX（エルタックス）とは＞

eLTAX は、地方税の手続きについてインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX を利用すると、「給与支払報告書」、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」などの書類の作成・提出においてチェック機能により作成誤りや計算誤りが防止でき、郵送料等も不要で、１回のデータ送信操作で複数の地方公共団体に提出できます。

事前に利用届出を行う必要があり、eLTAX のホームページより行います。

【eLTAX の利用に関するお問い合わせ先(ヘルプデスク)】

(電話) 0570-081-459（全国一律通話料）
03-5521-0019 (上記につながらない場合)
受付 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

(eLTAX ホームページ) https://www.eltax.lta.go.jp/

（2）特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の特別徴収の徴収期間は、６月から翌年５月までの 12 か月です。市町村は、提出された給与支払報告書とその他資料をもとに税額を決定し、毎年５月末日までに下記の書類を事業所等に送付します。各従業員（納税義務者）のその年１年分の個人住民税額と毎月の給与から特別徴収（天引き）していただく税額をお知らせしますので、６月の給与から特別徴収を開始するための準備をしてください。なお、「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は、個々の従業員（納税義務者）にお渡しください。

① 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）
② 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）　※個々の従業員へ交付していただきます。
③ 納入書（月ごとに１枚プラス白紙２枚、計 14 枚）※

※ 金融機関の地方税納入代行サービスをご利用されている場合などで、給与支払報告書（総括表）の提出の際に「納入書不要」と記載いただいた場合等は、納入書は同封しません。

（3）納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月 10 日です（この日が土・日曜日、祝日の場合は、その次の平日となります。）。

従業員の給与から「特別徴収税額決定通知書」に記載の税額を差し引きし、市町村ごとにとりまとめ、市町村から送付される納入書で納入します。所得税と違い、税額の計算をする手間はありません。

ゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、「指定通知書」（白岡市ホームページ掲載）が必要になります（関東各都県及び山梨県内で納付する場合は不要です。）。

※令和元年１０月から共通納税システムの利用が開始されました。共通納税システムを利用することで複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができます。詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

＜納期の特例＞

給与の支払いを受ける方が常時 10 人未満の事業所は、申請により市町村長の承認を受けることにより、毎月の納入から年２回の納入に変更することができます（「納期の特例に関する承認申請書」（白岡市ホームページ掲載））。

※ この特例は、納期に関する特例になりますので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。
※ 市の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請は認められません。
※ 承認後、給与の支払いを受ける方が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した「納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を市町村長に提出しなければなりません。

（4）税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により、特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。納入にあたっては、納入書の金額を見え消し修正してご使用ください。

（5）退職者・休職者の徴収方法

＜６月１日から 12 月 31 日までに退職等をした場合＞

市町村に異動届出書を提出していただくことで、徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わり、残りの税額は本人（納税義務者）が直接納付していただくことになります（徴収方法が切り替わる旨を本人

に伝えてください。）。

納税義務者から申出があった場合には、退職時に支払いをする給与や退職手当等から特別徴収義務者が一括徴収した上で納入していただくこともできます。

※従業員の方が海外へ転出による退職については、普通徴収への切替を行っても徴収することが困難なため、１２月以前であっても、可能な限り一括徴収してくださるよう御協力をお願いします。

＜翌年１月１日から４月 30 日までに退職等をした場合＞

本人の申出がなくても、特別徴収できなくなる税額は、５月 31 日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から特別徴収義務者が一括徴収した上で納入していただくことになっています（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）。

※５月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

（6）異動届などの提出

退職、休職及び転職等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）のお住まいの市町村に異動届を提出しなければなりません。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者及び転職者等の税額が事業主（特別徴収義務者）の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切り替え処理が遅れる結果、従業員（納税義務者）に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので必ず厳守してください。

（7）退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る住民税は、毎月給与から差し引きしている住民税とは区分して計算します。

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者（特別徴収義務者）が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされています。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の１月１日現在における住所地の市町村です。

【退職手当等に対する個人市・県民税（所得割）の計算方法】

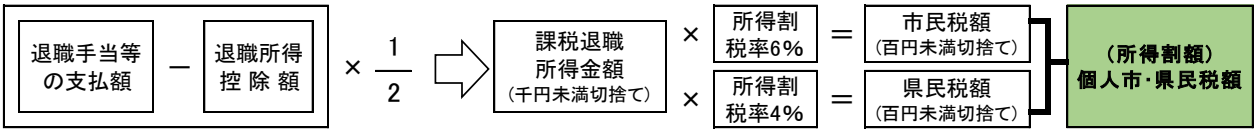

※ 勤続年数が５年以下の法人役員等が支払いを受ける退職手当等については、上記計算式の２分の１計算を適用せず、「退職手当等の支払額」から「退職所得控除額」を差し引いた金額が「課税退職所得金額」となります。

【退職所得控除額の計算方法】

勤続年数	退職所得控除額	
20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 (注)80 万円に満たない場合は 80 万円	障がい者になったことに直接起因して退職された場合は、先により計算した金額に 100 万円を加算
20 年超の場合	800 万円＋70 万円×(勤続年数－20 年)	

勤続年数・・・１年未満の端数は１年に切り上げ（例　10 年 10 ヶ月→勤続年数 11 年）

【納入の手続き】

退職手当の支払者は、特別徴収した月の翌月 10 日までに、所要事項を記載した「市町村民税・道府県民税納入申告書」をそれぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所、指定金融機関または収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

（8）納入書及び納入申告書の記入について

納入金額に変更がない場合は、記入の必要はありません。
納入金額に変更がある場合は、次の例に従って記入してください。

〔記入例１〕
退職・一括徴収・転勤・税額変更で、給与分の支払額が変更した場合

納入金額(2)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む）					2	3	0	0	0
退職所得分									
延滞金									
合計額					2	3	0	0	0

〔記入例２〕
退職所得に対する住民税を支払うが、給与分には変更がない場合

納入金額(2)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む）				1	1	0	0	0	0
退職所得分				6	0	0	0	0	0
延滞金									
合計額				7	1	0	0	0	0

〔記入例３〕
退職所得に対する住民税を支払い、かつ、給与分の支払額が発生した場合

納入金額(2)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む）					2	3	0	0	0
退職所得分				6	0	0	0	0	0
延滞金									
合計額				6	2	3	0	0	0

〔記入例４〕
退職所得に係る住民税を支払うが、給与分の支払はしない場合

納入金額(2)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む）									
退職所得分				6	0	0	0	0	0
延滞金									
合計額				6	0	0	0	0	0

〔記入例５〕予備用紙を使用する場合
納入金額(2)の記入方法は、記入例 1～4 と同じです。この場合、年月分・納期限を記入してください。

年月分 0208　指定番号 00000046521

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限

取りまとめ店
ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター
（〒330-9794）

納入金額(2)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む）					2	3	0	0	0
退職所得分					6	0	0	0	0
延滞金									
合計額				6	2	3	0	0	0

納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

（9）ＯＣＲ（光学読取装置）用納入書の取扱いについて

当市では、収納事務を迅速に処理するため、特別徴収の収納事務をコンピュータ（光学読取装置）により処理しています。

税額変更により記入を必要とする場合には、黒のボールペンにて記入の上、納入してください。

なお、税額変更がない場合は、記入する必要はありませんので注意してください。

【記入されるかたへ】

○納入書は、ミシン目以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。

○数字は、所定の枠からはみ出さないよう注意してください。

○手書欄の数字の頭に￥記号は記入しないでください。また、税額に変更が生じた場合は、合計額の欄にも必ず金額を記入してください。

○自社様式の納入書を使用している場合も、なるべく当市の納入書を使用してください。

（10）取扱金融機関名

次の金融機関等で取扱いをしておりますのでご利用ください。

○ゆうちょ銀行・郵便局

○埼玉りそな銀行 本店・支店	○埼玉縣信用金庫 本店・支店
○三井住友銀行 本店・支店	○足利銀行 本店・支店
○中央労働金庫 本店・支店	○みずほ銀行 本店・支店
○武蔵野銀行 本店・支店	○りそな銀行 本店・支店

（11）延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。

（12）その他

○ 税額に変更が生じたときは、特別徴収義務者と納税者に税額変更通知書をお送りします。その通知書に基づいて、変更された月割額と変更される月に注意して徴収してください。

○ 月割額の過誤納金の処理については、できるだけ翌月納入の際に相殺してください。

６．Q&A（埼玉県・市町村共通特別徴収の手引きより）

Q1　個人住民税の「特別徴収」とは何ですか？

A1　従業員の方々の利便性の向上を図る目的から、事業者（給与支払者）の方が、毎月の給与を支払う際に所得税などと同様に、個人住民税を徴収して（差し引いて）納入していただく制度です。

Q2　今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A2　地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者については、従業員の個人住民税を特別徴収しなければいけないことになっています。

法令改正があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要があり、埼玉県と県内全市町村が、法令遵守のため、特別徴収の一斉指定を行うこととなったものです。

Q3　手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが？

A3　事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために御理解と御協力をお願いします。

Q4　すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A4　本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則として、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。

埼玉県の全市町村で一斉に平成 27 年度から特別徴収義務者の指定を実施しております。

ただし、次の理由【Ａ～Ｆ】に該当する場合は、普通徴収にすることができます。

Ａ　総従業員数（他の市町村を含む全従業員）が２人以下（次のＢ～Ｆに該当するものを除く。）

Ｂ　他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）

Ｃ　給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が 93 万円以下）

Ｄ　給与の支払が不定期（例:給与の支払が毎月でない）

Ｅ　事業専従者（個人事業主のみ対象）

Ｆ　退職者、退職予定者（５月末日まで）及び休職者

Q5　埼玉県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか？

A5　原則としては特別徴収となります。他都道府県でも個人住民税の特別徴収徹底の取組を行う市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

Q6　どうして他の都道府県の市町村から特別徴収義務者として指定されないのですか？

A6　法令で定められているため、市町村は原則として特別徴収義務者に指定しなければなりません。他の市町村で指定されていない場合は、該当する市町村へお問い合わせください。

Q7　従業員から、「給与から特別徴収（差し引き納入）ではなく自分で納付したい」といわれているのですが？

A7　法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収方法を選択することは認められていません。

Q8　パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか？

A8　パートや非常勤職員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり、４月１日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。

しかし、近いうちに退職する予定がある人は、普通徴収にすることができる場合がありますので、給与支払報告書の提出時に普通徴収切替理由書（兼仕切書（紙））に記載して提出してください

Q9　４月に退職した従業員がいます。この従業員について、市町村から送られてきた特別徴収税額決定通知書に記載がありますが、どのように手続きしたらよいですか？

A9　退職、休職、又は転勤など、従業員に異動があった場合は、異動が生じた月の翌月 10 日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に提出してください。

Q10　所得税が発生しなければ、個人住民税も課税されませんか？

A10　所得税と個人住民税では税額の計算が異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が課税される場合があります。

Q11　毎月、市町村に個人住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか？

A11　従業員が常時 10 人未満である事業者は、申請により市町村の承認を受けて、年 12 回の特別徴収税額の納期を年２回とする「納期の特例」を受けることができます（本人からの徴収については、各月の給与からとなり、それを）。

６月から 11 月までの分については 12 月 10 日まで、12 月から翌年５月までの分については翌年６月 10 日までに、それぞれ納入することができます。

Q12　個人住民税は、特別徴収義務者（事業者）が計算しなくてもよいのですか？

A12　個人住民税額の計算は、１月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町村が税額を算出し通知します。事業者が給与から差し引きする税額を計算する必要はありません（ただし、退職所得に係る個人住民税の特別徴収を除きます。）。

また、所得税のように年末調整をする手間もありません。

Q13　普通徴収より特別徴収の方が、１回の支払負担が少なくなるのですか？

A13　普通徴収の納期は通常年４回であるのに対し、特別徴収の納期は年 12 回なので１回あたりの納税額が少なくなります。また、納期毎に、納税義務者が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q14　特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか？

A14　特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、原則として納期限後 20 日以内に督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。なお、その場合、脱税の罪に問われることもあります。また、特別徴収すべき税額に滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q15　事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか？

A15　事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありません。必ず市町村に納入してください。

Q16　４月１日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか？

A16　対象となる従業員が事業者を通じて１月１日現在の居住地の市町村に「特別徴収への切替申請書」を送付いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

７．問合せ先

【特別徴収を徹底する取組に関する問合せ先】

埼玉県総務部個人県民税対策課　　電話　048-830-2647

埼玉県企画財政部市町村課　　電話　048-830-2692

【白岡市への具体的な手続きに関する問合せ先】

◎給与からの特別徴収

白岡市総合政策部税務課　住民税担当　　電話　0480-92-1111　内線 124･125･129

◎退職所得に係る住民税

白岡市総合政策部税務課　徴収管理担当　　電話　0480-92-1111　内線 126･127･128

50音	市町村名	担当課	電話番号	50音	市町村名	担当課	電話番号
あ	上尾市	市民税課	048-775-5132	と	ときがわ町	税務課	0493-65-1521
	朝霞市	課税課	048-463-2852		所沢市	市民税課	04-2998-9064
い	伊奈町	税務課	048-721-2111		戸田市	税務課	048-441-1800
	入間市	市民税課	04-2964-1111	な	長瀞町	税務課	0494-69-1101
お	小川町	税務課	0493-72-1221		滑川町	税務課	0493-56-6902
	小鹿野町	税務課	0494-75-4125	に	新座市	市民税課	048-477-1111
	桶川市	税務課	048-786-3211	は	蓮田市	税務課	048-768-3111
	越生町	税務課	049-292-3121		鳩山町	税務課	049-296-1211
か	春日部市	市民税課	048-736-1111		羽生市	税務課	048-561-1121
	加須市	税務課	0480-62-1111		飯能市	市民税課	042-973-2111
	神川町	税務課	0495-77-2116	ひ	東秩父村	税務課	0493-82-1224
	上里町	税務課	0495-35-1220		東松山市	課税課	0493-23-2221
	川口市	市民税課	048-258-1110		日高市	税務課	042-989-2111
	川越市	市民税課	049-224-5640	ふ	深谷市	市民税課	048-571-1211
	川島町	税務課	049-299-1757		富士見市	税務課	049-252-7116
き	北本市	税務課	048-594-5518		ふじみ野市	税務課	049-262-9011
	行田市	税務課	048-556-1111	ほ	本庄市	課税課	0495-25-1123
く	久喜市	市民税課	0480-22-1111	ま	松伏町	税務課	048-991-1833
	熊谷市	市民税課	048-524-1111	み	三郷市	市民税課	048-930-7706
こ	鴻巣市	市民税課	048-541-9005		美里町	税務課	0495-76-5131
	越谷市	市民税課	048-963-9145		皆野町	税務課	0494-62-1461
さ	さいたま市	市民税課	048-829-1914		宮代町	税務室	0480-34-1111
	坂戸市	課税課	049-283-1331		三芳町	税務課	049-258-0019
	幸手市	税務課	0480-43-1111	も	毛呂山町	税務課	049-295-2112
	狭山市	市民税課	04-2953-1111	や	八潮市	市民税課	048-996-2480
し	志木市	課税課	048-473-1111	よ	横瀬町	税務課	0494-25-0113
	白岡市	税務課	0480-92-1111		吉川市	課税課	048-982-5114
す	杉戸町	税務課	0480-33-1111		吉見町	税務会計課	0493-54-5029
そ	草加市	市民税課	048-922-1042		寄居町	税務課	048-581-2121
ち	秩父市	市民税課	0494-22-2209	ら	嵐山町	税務課	0493-62-2153
つ	鶴ヶ島市	税務課	049-271-1111	わ	和光市	課税課	048-424-9102
					蕨　市	税務課	048-433-7707